

参議院改革協議会

協議員一覧（12名）

座長	吉田 博美（自民）	羽田 雄一郎（民進）	薬師寺みちよ（無ク）
	石井 準一（自民）	西田 実仁（公明）	糸数 慶子（沖縄）
	岡田 直樹（自民）	井上 哲士（共産）	
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	
	小川 勝也（民進）	青木 愛（希望）	

(29. 9. 28 現在)

選挙制度に関する専門委員一覧（11名）

委員長	岡田 直樹（自民）	西田 実仁（公明）	糸数 慶子（沖縄）
	石井 準一（自民）	井上 哲士（共産）	
	塚田 一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	
	足立 信也（民進）	又市 征治（希望）	
	羽田 雄一郎（民進）	行田 邦子（無ク）	

(29. 9. 28 現在)

（1）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（吉田博美座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第193回国会の平成29年2月10日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第193回国会閉会後においては、本協議会は7月7日に協議会（第7回）を開き、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」のうち、外国議会における行政監視制度の概要について、国立国会図書館から説明を聴取した後、協議を行った。

第194回国会においては、本協議会を開かなかった。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第193回国会閉会後、本専門委員会（岡田直樹専門委員長）は平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について4回の調査検討を行い、今後の進め方について協議を行った。

7月7日の専門委員会（第3回）では、参考人飯泉嘉門君（徳島県知事・全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会委員長）から意見を聴取し、質疑を行った。

7月26日の専門委員会（第4回）では、参考人新井誠君（広島大学大学院法務研究科教授）及び加藤秀治郎君（東洋大学名誉教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

8月31日の専門委員会（第5回）では、参考人棟居快行君（専修大学法科大学院教授）及び只野雅人君（一橋大学大学院法学研究科教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

9月11日の専門委員会（第6回）では、参考人浅野善治君（大東文化大学大学院法務研究科教授・副学長）及び伊藤真君（伊藤塾塾長・弁護士）から意見を聴取し、質疑を行った。

第194回国会においては、本専門委員会を開かなかった。

(2) 協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○平成29年7月7日(金) (第7回)

- 行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○平成29年7月7日(金) (第3回)

- 参考人徳島県知事・全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会委員長飯泉嘉門君から意見を聴取した後、質疑を行った。

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年7月26日(水) (第4回)

- 参考人広島大学大学院法務研究科教授新井誠君及び東洋大学名誉教授加藤秀治郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年8月31日(木) (第5回)

- 参考人専修大学法科大学院教授棟居快行君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴取した後、質疑を行った。

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

○平成29年9月11日(月) (第6回)

- 参考人大東文化大学大学院法務研究科教授・副学長浅野善治君及び伊藤塾塾長・弁護士伊藤真君から意見を聴取した後、質疑を行った。

- 今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言す

る。

- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。